

お客様各位

工作物石綿事前調査者講習のご案内

建築物・船舶に続き「工作物」も令和8年1月1日からは「事前調査資格者」以外が石綿調査を実施することは義務違反として罰金罰則対象となります。キャタピラー教習所では「工作物石綿事前調査者講習」下記の通り開催いたしますのでご案内申し上げます。

講習日時

令和7年 10月28日(火)、29日(水)
11月14日(金)、15日(土)
12月20日(土)、21日(日)
令和8年 1月16日(金)、17日(土)
2月 2日(月)、3日(火) ※ロースコム福山
2月14日(土)、15日(日)
3月27日(金)、28日(土)

一日目 9:00~17:30 二日目 9:00~16:00

講習会場

廿日市商工会議所 広島県廿日市市本町5-1

JR廿日市駅から徒歩15分、広電廿日市市役所前駅から徒歩5分
一般交通機関をご利用下さい。

※2月2、3日のみ福山で開催します。詳細問合せ下さい。

受講資格

〈主な受講資格(抜粋)〉 詳しくは受講申込書[受講資格]欄を参照下さい。

- ・石綿作業主任者技能講習修了者
- ・大学、高等学校等において、工学に関する過程を修めて卒業した後
工作物に関して、一定の実務経験を有する者
- ・工作物に関して11年以上の経験を有する者

受講料金

49,500円(含む:テキスト代、消費税込み)

定員

各回 60人

人数が纏まれば、出張講習・臨時開催を実施します。ご相談ください

☆ポイント☆ 例えば、以下のような工作物が対象となります。



ボイラー



圧力容器



プラント配管



貯蔵設備



●技能講習・安全教育のご用命は当社まで
労働局長登録教習機関

〒738-0021 広島県廿日市市木材港北8-64

キャタピラー教習所株式会社

広島教習センター

☎0829-34-3011



事前調査に資格が必要な工作物は以下のとおりです*

いますぐご確認ください

※アスベストの使用が禁止された後に設置の工事に着手した工作物など、資格が必要なケースもあります。

既存の下記工作物の工事を行いますか？

- | | |
|---|---|
| ☐ 反応槽 | ☐ 貯蔵設備 ^{※2} |
| ☐ 加熱炉 | ☐ 発電設備 ^{※3} |
| ☐ ボイラー及び圧力容器 | ☐ 変電設備 |
| ☐ 配管設備 ^{※1} | ☐ 配電設備 |
| ☐ 焼却設備 | ☐ 送電設備 ^{※4} |

いいえ



はい



既存の下記工作物の工事を行いますか？

- ☐ 煙突^{※5}
- ☐ トンネルの天井板
- ☐ プラットホームの上家
- ☐ 遮音壁
- ☐ 軽量盛土保護パネル
- ☐ 鉄道の駅の地下式構造部分の壁及び天井板
- ☐ 観光用エレベーターの昇降路の囲い^{※6}
- ☐ その他の工作物で塗料の剥離、モルタル、コンクリート補修剤（シーリング材、パテ、接着剤等）の除去等の作業

はい



いいえ



工作物石綿事前
調査者資格が
必要



建築物石綿含有建材調査者の資格をもっているが、別途、工作物石綿事前調査者の資格を取得する必要があります。

・ 工作物石綿事前調査者
・ 一般 / 特定建築物石綿含有建材調査者
・ 令和5年9月までに日本アスベスト調査診断協会に登録された者
のいずれかの資格が必要

工作物石綿事前
調査者資格は
不要

上記工作物のほか、建築物の事前調査を行う場合は、建築物石綿含有建材調査者の資格が必要です。

- ※1 蒸気発生機に設ける配管設備、排水設備、換気設備、暖房設備、冷房設備、排煙設備等の蒸気設備を除く。
- ※2 鉱物を貯蔵するための設備を除く。
- ※3 太陽光発電設備及び風力発電設備を除く。
- ※4 ケーブルを含む。
- ※5 建築物に設ける排煙設備等の建築設備を除く。
- ※6 遊園地であるものを除く。

厚生労働省チラシより

※建築物を解体する場合 工作物が存在する場合は、建築物と工作物の両方の資格が必要になることもあります。